

静岡支部の加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ
からの
お知らせ

協会けんぽの 平成27年度の保険料率は 平成27年4月分(5月納付分)から改定されます

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、
例年より1ヵ月遅れての**本年4月分(5月納付分)からの適用**となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、
周知にご協力をお願いいたします。

静岡支部の健康保険料率は据え置きとなります
介護保険料率は変わります

現行

9.92%

健康保険料率



平成27年4月分～

据え置き

現行

1.72%

介護保険料率



平成27年4月分～

1.58%

なお、平成27年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」のある改定となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の
介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、4月分(5月納付分)から適用されます。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 静岡支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.054-275-6602

受付時間/平日8:30~17:15

〒420-8512 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア13階